

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年月日

香川県知事

殿



協議者 住 所 徳島県徳島市東沖洲一丁目12番地
 氏 名 株式会社 旭金属
 代表取締役 旭 浩司
 電話番号 088-664-6090

循環事業者が県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社富士クリーン 代表取締役 馬場 太一郎
	住所又は所在地	香川県綾歌郡綾川町山田下 2994番地1
	事業場の所在地	香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙 748番24
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無	有・無
県内搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	太陽光パネル及び廃ガラスくず
	種類	金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	性状	固形状
	1年当たりの最大搬入量	25t/年
	名 称	株式会社 旭金属
	所 在 地	① 徳島県内の現場 ② 徳島県徳島市東沖洲一丁目13番
	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	① 入れ替え及び破損等によって廃棄される不要となった太陽光パネル ② 切断・破碎後によって排出される廃ガラス
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	自社運搬
	住所又は所在地	自社運搬
	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社富士クリーン 代表取締役 馬場 太一郎
	住所又は所在地	香川県綾歌郡綾川町山田下 2994番地1

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	徳島県内の現場を出発 国道11号を進み高松方面へ。 国道11号より国道193号に入る。 377号を進み438号に入る。 綾川町西分の県道17号まで行く。 ㈱富士クリーン 中間処理施設
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	排出事業場より排出された廃太陽光パネル及び廃ガラスくずを収集運搬業者の車両により県内の循環事業者の事業場に搬入する。運搬に当たっては、飛散等無いように荷台をシートにて覆うなどの措置を講じると共に、道路交通法を遵守する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	代表取締役 旭浩司 088-664-6090
	搬入開始予定年月日	年 月 日
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参考事項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。